

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成28年1月26日（平成28年（行個）諮問第14号）

答申日：平成28年7月22日（平成28年度（行個）答申第75号）

事件名：特定事業者への調査・指導内容を改ざん及びその結果を捏造した本人宛て「行政相談事案について（回答）」等の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書1ないし文書6及び文書8に記録された保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求に対し、文書1ないし文書4及び文書8に記録された保有個人情報につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とし、文書5及び文書6に記録された保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、文書1、文書2、文書4及び文書8に記録された保有個人情報につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示としたことは結論において妥当であり、文書5及び文書6に記録された保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示としたことは妥当であるが、文書3に記録された保有個人情報の開示請求については、別紙の2に掲げる文書③に記録された保有個人情報を対象として、改めて開示決定等をすべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、中部運輸局長（以下「処分庁」という。）が行った平成24年9月3日付け中運総総第177号の2による不開示決定（以下「原処分」という。）について、これを取り消し、文書の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 「特定年月日F付け三重行政評価事務所より審査請求人宛行政相談事案について（回答）」及び「特定年月日G付け三重行政評価事務所より審査請求人宛行政相談事案について（補足回答）」は、三重運輸支局が事実と証拠は全く無視、事実を知らない審査請求人に三重運輸支局と特定事業者に都合のよい虚偽行政相談連絡文書を作成し、評価事務所から審査請求人宛に回報させた文書であり違法である。

イ 中部運輸局総務課情報公開室担当Vは、特定事業者社長よりW局長宛「お客様苦情対応に関する報告」2 / 4 ページのなかで、③特定月日C～・・・弊社判断としては、2年前のフロントパット残量7mm・・・今回がフロント7.5mmと記載してある文書を開示した事実があるのに不開示（不存在）とすることで事業者の私に対する不正行為の隠蔽を謀った。

ウ 特定事業者は特定年月日GW局長宛「お客様苦情対応に関する報告」を提出した事実を司法の場で認めた。この事実があるのにもかかわらず、三重運輸支局が作成した公文書「特定事業者に対する苦情報告」特定年月日Gには、「次長来庁 特定日Hメーカーと私の面談決定の報告」と記載して特定事業者とOBと三重運輸支局が結託してW局長宛報告書のなかで特定事業者のリアパット代金の不正請求を「最終の生産段階でリアディスクパットの未使用を見落とししたのに、審査請求人への請求となってしまった」との事実と反する報告書を作成させ特定年月日IOB同席の下職員Xに提出させた。

(2) 意見書

ア 国土交通大臣は、処分庁が事業者に対し本件事案を民事事件で決着をつけろと指示をしたと報告させた。民事に介入させて違法行為の隠滅を謀った。

イ 諮問庁は、不都合な諮問事案を大臣・政務官に隠蔽している。

ウ 諮問庁は、諮問事件に関し内容に虚偽の記載がある理由説明書を作成して私に送付する違法行為を行った。

エ 処分庁は、違法・不法行為を行った職員がいるのを知っていながら法令に基づく措置をする責務を果たしていない。

オ 処分庁は、特定年月日E書類調査を適正に処理せずに事情聴取では事業者の言い分を鵜呑み。

カ 天下りOB（特定協会専務理事M，元支局長，中部運輸局自動車交通部旅客第一課長）は、事業者社長の要請を受け、OBの威力を悪用し事案の情報を入手した。専務理事は事業者に対し内容に虚偽の記載がある処分庁特定年月日G付「報告書」及び特定年月日K付「報告書」を作成させて処分庁あて提出させた。処分庁は内容虚偽の改善報告を無視・黙殺した。

キ 処分庁は、事業者の違反事実（特定年月B車検時の不当請求，特定年月A車検時の契約不履行・架空請求・詐欺。虚偽の陳述（車両法100条違反，違反点数60点），概算見積書の未交付等違反，違反点数6点，指定整備記録簿の虚偽記載，違反点数30点）及び他のユーザーに対する違反事実（架空請求等）に対する措置を無視・黙殺している。

ク 処分庁は、特定年月日 J 付で特定事業者に対する処分に関しては特定事業者の違反事実（行政処分・事業停止）を改ざんして違反事実を文書警告とする警告書を発出した。

ケ 以上のことから、処分庁は事業者に対し事実を記載した報告書の提出指示。事業者に対し法令に基づく適正な行政処分（虚偽の陳述等）と適正な行政処分の公表をしていない。

処分庁は、行うべき義務を果たさずに役所と事業者の違法行為を隠蔽するために国民からの情報公開請求に対し行政文書不開示決定理由を法 8 条の規定を悪用する違法行為を繰り返している。

諮問庁が諮問できなかった事案 11 件を不当に放置してあるのは、諮問庁と処分庁の違法・不当行為を隠蔽し、諮問庁と処分庁が行うべき義務を果たしていない証拠書類である。

コ 特定事業者は、社長と社員の違法行為を認めて私に心から陳謝した。

諮問庁には、当該事案の情報公開請求が個人情報であることを理由に用いればこ奴（大臣，政務官）は見抜けないと値踏みする職員が存在する。

諮問庁と処分庁の職員が違法・不当行為を繰り返しているのは明らかであるにもかかわらず、国土交通大臣，自動車局局長，中部運輸局長は、当該職員の監督責任を放棄している事実を認めて私に陳謝せよ。

第 3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求について

- (1) 本件開示請求は、法に基づき、処分庁に対し別紙の 1 に掲げる文書 1 ないし文書 8 に記録された保有個人情報の開示を求めて行われたものである。
- (2) 本件開示請求を受けて、処分庁は、別紙の 1 に掲げる文書 7 を別紙の 2 に掲げる文書⑦と特定し、開示決定（以下、第 3 においては「処分 1」という。）を行い、併せて別紙の 1 に掲げる文書 1 ないし文書 6 及び文書 8 については、文書の特定ができない、又はこれを保有しておらず不開示とする決定（以下、第 3 においては「処分 2」という。）を行った。
- (3) これに対し、審査請求人は、処分 2 を取り消し、開示請求した本件請求保有個人情報のすべての開示を求めて、諮問庁に対し、本件審査請求を提起した。

2 原処分に対する諮問庁の考え方について

上記 1 のとおり、審査請求人は別紙の 1 に掲げる文書 1 ないし文書 6 及び文書 8 における文書特定について不服を述べていると解されることから、以下、その点について検証する。

(1) 文書 1 について

処分庁によると、文書 1 については、審査請求人が別件開示請求の際に開示請求書の参考として添付された別紙の 2 に掲げる文書①が考えられたが、同文書には、三重運輸支局が、特定事業者に係る行政相談事案に対し措置した、当該特定事業者への調査、指導内容を改ざん及びその結果を捏造した事実の記録はなく、当該部分の補正がなされた場合、文書①を開示することが可能である旨教示し、法 13 条 3 項に基づき、相当の期間を定めて開示請求書の補正を求めた。

同補正の求めに対し、上記補正を求めた部分について補正がなされなかったため、文書の特定ができないとして不開示決定を行ったと説明する。

相当の期間を定めて補正を求めたにもかかわらず、開示請求書の不備が補正されないことから、当該開示請求に対して開示しない旨の決定を行ったことは妥当であると考ええる。

(2) 文書 2 について

処分庁によると、文書 2 については、審査請求人が別件開示請求の際に開示請求書の参考として添付された別紙の 2 に掲げる文書②が考えられたが、同文書には、三重運輸支局が、特定事業者に係る行政相談事案に対し措置した、当該特定事業者への調査、指導内容を改ざん及びその結果を捏造した事実の記録はなく、当該部分の補正がなされた場合、文書②を開示することが可能である旨教示し、法 13 条 3 項に基づき、相当の期間を定めて開示請求書の補正を求めた。

同補正の求めに対し、上記補正を求めた部分について補正がなされなかったため、文書の特定ができないとして不開示決定を行ったと説明する。

相当の期間を定めて補正を求めたにもかかわらず、開示請求書の不備が補正されないことから、当該開示請求に対して開示しない旨の決定を行ったことは妥当であると考ええる。

(3) 文書 3 及び文書 4 について

処分庁によると、文書 3 及び文書 4 については、特定事業者が、審査請求人に係る苦情対応について報告した別紙の 2 に掲げる文書③が考えられたが、同文書を 2 種類開示した記録はなく、当該文書は、当初特定年月日 G に特定事業者から三重運輸支局に提出されたものであるが、記入内容に一部不備が認められたため、三重運輸支局の担当者の指導を受け、改めて特定年月日 I に特定事業者から三重運輸支局に提出されたものであり、特定年月日 G に特定事業者から三重運輸支局に提出された当初の文書は、特定年月日 I の再提出時に特定事業者に返却し、保有していない。そのため、「2 種類」の部分の補正がなされた場合、文書③を開示することが可能であること、文書 4 については、文書が存在しな

いため、保有個人情報開示請求書にそのまま記載されたとしても不開示決定となる旨教示し、法13条3項に基づき、相当の期間を定めて開示請求書の補正を求めた。

同補正の求めに対し、上記補正を求めた部分について補正がなされなかったため、文書の特定ができないとして不開示決定を行ったと説明する。

相当の期間を定めて補正を求めたにもかかわらず、開示請求書の不備が補正されないことから、当該開示請求に対して開示しない旨の決定を行ったことは妥当であると考える。

なお、本審査請求を受け、念のため、処分庁に対し、文書4が存在しないか、倉庫、執務室、書架、机等の探索を指示したが、文書の存在は確認できなかった。

(4) 文書5について

処分庁によると、文書5については、特定年月日Fに特定事業者社長、次長が来庁した記録はなく、提出された報告書等の文書も保有しない。そのため、そのまま保有個人情報開示請求書に記載されたとしても不開示決定となる旨教示し、法13条3項に基づき、相当の期間を定めて開示請求書の補正を求めた。

同補正の求めに対し、上記補正を求めた部分について補正がなされなかったため、当該個人情報を保有していないとして不開示決定を行ったと説明する。

なお、特定年月日Fに三重運輸支局の担当者が特定事業者に電話し、審査請求人に対する対応状況の報告を受けているが、記録等の文書は作成されていないと説明する。

本審査請求を受け、念のため、処分庁に対し、審査請求人の主張するような文書が存在しないか、倉庫、執務室、書架、机等の探索を指示したが、審査請求人の主張するような文書の存在は確認できなかった。

相当の期間を定めて補正を求めたにもかかわらず、開示請求書の不備が補正されないことから、当該開示請求に対して開示しない旨の決定を行ったことは妥当であると考える。

(5) 文書6について

処分庁によると、文書6については、特定年月日Gに特定事業者から三重運輸支局に提出され報告書は、特定年月日Iに特定事業者に返還し、保有していない。そのため、そのまま保有個人情報開示請求書に記載されたとしても不開示決定となる旨教示し、法13条3項に基づき、相当の期間を定めて開示請求書の補正を求めた。

同補正の求めに対し、上記補正を求めた部分について補正がなされなかったため、当該個人情報を保有していないとして不開示決定を行った

と説明する。

本審査請求を受け、念のため、処分庁に対し、審査請求人の主張するような文書が存在しないか、倉庫、執務室、書架、机等の探索を指示したが、審査請求人の主張するような文書の存在は確認できなかった。

相当の期間を定めて補正を求めたにもかかわらず、開示請求書の不備が補正されないとして、当該開示請求に対して開示しない旨の決定を行ったことは妥当であると考ええる。

(6) 文書8について

処分庁によると、文書8については、中部運輸局の警告を受け、特定事業者が中部運輸局長に提出した別紙の2に掲げる文書⑧が考えられたが、同文書には、リアパット代金の不正請求（詐欺）、概算見積書の未交付等、道路運送車両法100条、分解整備記録簿の記載違反の違反事項を記載せずに「最後の精算段階でディスクパットの未交換を見落としたためお客さんへの請求となってしまった」との事実確認を改ざんした記録はなく、また、同文書は審査請求人の保有個人情報にあたらぬとして、そのまま保有個人情報開示請求書に記載されたとしても不開示決定となる旨教示するとともに、行政文書開示請求として別途請求いただくことで同文書を開示できる旨教示し、法13条3項に基づき、相当の期間を定めて開示請求書の補正を求めた。

同補正の求めに対し、上記補正を求めた部分について補正がなされなかったため、文書の特定ができないとして不開示決定を行ったと説明する。

処分庁に対し、文書⑧の提出を求め、内容を確認したところ、一部に審査請求人の個人情報と認められる記録が存在することから、適正な補正がなされた場合は、法14条3号に該当する部分を不開示として開示すべき文書であり、補正方法に一部不適切な点は認められるものの、相当の期間を定めて補正を求めたにもかかわらず、開示請求書の不備が補正されないことから、当該開示請求に対して開示しない旨の決定を行ったことは妥当であると考ええる。

3 結論

以上のことから、別紙の2に掲げる文書①ないし文書⑧を特定して行った原処分は妥当であると考ええる。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年1月26日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年2月16日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 同年6月20日 審議

⑤ 同年7月20日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、別紙の1に掲げる文書1ないし文書8に記録された保有個人情報の開示を求めるものである。

処分庁は、①文書7については対象文書を特定し、原処分とは別の処分によって全部開示とし、②残りの文書1ないし文書6及び文書8について、本件の開示請求書に記載された文書名では本件請求保有個人情報（請求文書）の特定が不十分であるとして補正通知を送付して文書特定を求めたが、審査請求人からの回答がなく、開示請求書の不備が補正されないことから、i) 文書1ないし文書4及び文書8については、開示請求に形式上の不備があることを理由として不開示とし、ii) 文書5及び文書6については、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、原処分を取り消し、本件請求保有個人情報に該当する保有個人情報の開示を求めるところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 原処分の妥当性について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、開示請求書の記載では開示を求める本件請求保有個人情報（請求文書）が特定できないと判断した経緯・事情等について確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 文書1及び文書2について

開示請求書には、審査請求人が開示を求める文書1及び文書2について、具体的な文書名が記載されている外、各文書の内容に「三重運輸支局が特定事業者に係る行政相談事案に対し措置した、当該特定事業者への調査、指導内容を改ざん及びその結果を捏造した」などという条件が付されている。当該条件がなければ、保有している別紙の2に掲げる文書①及び文書②が対象文書に該当するが、審査請求人が開示を求めているのは、文書①及び文書②とは別の当該条件が付された文書であると考えられたので、いずれか確認するため、文書①及び文書②であれば開示可能である旨教示して補正を求めた。しかしながら、審査請求人から回答が得られなかったため、文書特定ができないと判断した。

イ 文書3及び文書4について

審査請求人が開示を求める文書3及び文書4について、文書3は、特定事業者から三重運輸支局に提出された特定年月日G付けの「フロント7mm」と記載されている「お客様苦情対応に関する報告書」を、文書4は、同じく特定事業者から三重運輸支局に提出された特

定年月日G付けの「フロント7. 5 mm」と記載されている「お客様苦情対応に関する報告書」を求めているところ、特定事業者から三重運輸支局に提出された特定年月日G付けの「お客様苦情対応に関する報告書」は「フロント7 mm」と記載されているもの1種類しか見当たらなかった。

したがって、「フロント7 mm」と記載されているものでよければ保有している別紙の2に掲げる文書③が対象文書に該当するが、審査請求人が開示を求めているのは、文書③であるのかどうかを確認するため、文書③であれば開示可能であり、文書4は不存在である旨教示して補正を求めた。しかしながら、審査請求人から回答が得られなかったため、文書特定ができないと判断した。

なお、文書4は、特定年月日Gに特定事業者から三重運輸支局に提出された当初の報告書と考えられるが、当該報告書は、特定年月日Iに特定事業者から報告書の再提出を受けた際に返却し、本件開示請求の時点では保有しておらず、審査請求人に開示したこともない。

ウ 文書5について

審査請求人が開示を求める文書5について、特定年月日Fに特定事業者社長、次長が来庁した記録はなく、提出された報告書等の文書も保有していない。開示請求書の記載のままでは文書不存在である旨教示して補正を求めたが、審査請求人から回答は得られなかったため、当初の開示請求を維持するものと解し、文書不存在と判断した。

本審査請求を受け、念のため、処分庁に対し、審査請求人の主張するような文書が存在しないか、倉庫、執務室、書架、机等の探索を指示したが、審査請求人の主張するような文書の存在は確認できなかった。

エ 文書6について

審査請求人が開示を求める文書6について、特定年月日Gに特定事業者から三重運輸支局に提出された当初の報告書は、特定年月日Iに特定事業者から報告書の再提出を受けた際に返却し、保有していない。開示請求書の記載のままでは文書不存在である旨教示して補正を求めたが、審査請求人から回答は得られなかったため、当初の開示請求を維持するものと解し、文書不存在と判断した。

本審査請求を受け、念のため、処分庁に対し、審査請求人の主張するような文書が存在しないか、倉庫、執務室、書架、机等の探索を指示したが、審査請求人の主張するような文書の存在は確認できなかった。

オ 文書 8 について

開示請求書には、審査請求人が開示を求める文書 8 について、具体的な文書名が記載されている外、文書の内容等に「リアパット代金の不正請求（詐欺）、概算見積書の未交付等、法第 100 条、分解整備記録簿の記載違反の違反事項を記載せずに「最後の精算段階でディスクパットの未交換を見落としたためお客様への請求となってしまった」との事実確認を改ざんした」などといった条件が付されている。当該条件がなければ、保有している別紙の 2 に掲げる文書⑧が対象文書に該当するが、審査請求人が開示を求めているのは、文書⑧とは別の当該条件が付された文書であると考えられたので、いずれか確認するため、文書⑧であれば開示可能である旨教示して補正を求めた。しかしながら、審査請求人から回答が得られなかったため、文書特定ができないと判断した。

カ 特定事案に関する文書の保有状況について

特定事案は、もともと、審査請求人と特定事業者との間にトラブルが生じたことに端を発し、審査請求人が三重運輸支局や総務省の行政評価事務所に苦情相談を行った事案である。

特定事案の関係文書については、過去に審査請求人が何度も開示請求を行っており、中部運輸局において保有する別紙の 2 に掲げる文書①ないし文書③、文書⑦及び文書⑧についても、別件開示請求により審査請求人に開示済みである。また、過去に審査請求の対象となったことなどの経緯から、数次にわたり、特定事案の関係文書の徹底的な探索が行われており、文書①ないし文書③、文書⑦及び文書⑧と同一名称の別の文書を保有していないことは、確認済みである。

なお、文書 4 について、中部運輸局において、以前保有していたことがあったが、開示請求時点では保有しておらず、審査請求人に開示したこともない。

(2) 上記(1)の諮問庁の説明を踏まえ、以下、検討する。

ア 文書 1、文書 2 及び文書 8 について

(ア) 諮問庁は、文書 1、文書 2 及び文書 8 について、上記(1)ア及びオのとおり、審査請求人が開示を求める文書 1、文書 2 及び文書 8 には、特定の条件が付されていて、文書①、文書②及び文書⑧とは別の文書と考えられたので、確認のため補正を求めたが、審査請求人から回答が得られなかったため、文書不特定と判断した旨説明する。

(イ) また、諮問庁は、文書①、文書②及び文書⑧については、既に別件開示請求により審査請求人に開示済みであり、さらに、これら

文書と同一名称の別の文書を保有していないことは、徹底した探索によって確認している旨説明する。

- (ウ) 本件開示請求書をみると、文書1、文書2及び文書8については、具体的な文書名に特定の条件が付加されているところ、上記諮問庁の説明からすると、審査請求人は、既に開示を受けて入手済みの文書名を自ら示しつつ、あえてこれらの文書に特定の条件を付け加えているものと認められる。そうすると、本件開示請求において審査請求人が開示を求める文書1、文書2及び文書8は、中部運輸局において保有する文書①、文書②及び文書⑧ではなく、それとは別の文書であることは明らかである。

そして、文書①、文書②及び文書⑧と同一名称の別の文書を保有していないことについては、徹底した探索によって確認されているのであるから、中部運輸局において、文書1、文書2及び文書8を保有しているとは認められない。

したがって、文書1、文書2及び文書8に記録された保有個人情報の開示請求につき、形式上の不備があるとして不開示とした原処分については、不存在による不開示決定をすべきであるが、原処分を取り消して再度不開示決定をする実益はないので、結論において妥当である。

イ 文書3及び文書4について

- (ア) 諮問庁は、文書3及び文書4について、上記(1)イのとおり、特定事業者から三重運輸支局に提出された特定年月日G付けの「お客様苦情対応に関する報告書」は、開示請求時点において文書③1種類しか保有していないので、審査請求人が求める文書は、文書③であるのか、それとも、特定事業者に返却した当初の報告書であるのか、確認のため補正を求めたが、審査請求人から回答が得られなかったため、文書不特定と判断した旨説明する。

- (イ) しかしながら、審査請求人は、開示請求書において文書3と文書4を別のものとして開示請求しているのであるから、文書3に該当する文書③を保有し、文書4については、以前には保有していたが本件の開示請求の時点では保有していなかったのであれば、通常、文書3に該当するものとして保有している文書③を対象として特定した上で開示決定等を行い、文書4については不存在による不開示決定を行えば足りるので、そもそも、本件において補正を求める必要性それ自体が認められない。

文書4を保有していないとする諮問庁の説明に不自然・不合理な点はなく、また、これを覆すに足りる事情も認められないことから、文書4に記録された保有個人情報の開示請求につき、形式上

の不備があるとして不開示とした原処分については、不存在による不開示決定をすべきであるが、原処分を取り消して再度不開示決定をする実益はないので、結論において妥当である。

また、文書3については、これに該当するものとして文書③を保有していることが認められるので、文書③に記載された保有個人情報を対象として特定した上で、改めて開示決定等をすべきである。

ウ 文書5及び文書6の保有の有無について

上記(1)ウ及びエの諮問庁の説明に特段不自然・不合理な点は認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、別紙の1に掲げる文書5及び文書6に記録された保有個人情報の開示請求につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

3 付言

本件は、審査請求から諮問までに約3年4か月を経過しており、「簡易迅速な手続」による処理とはいいい難く、本件請求保有個人情報の不開示理由からしても、審査請求から諮問までにそれほど長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における諮問に当たって、迅速かつ的確に対応することが望まれる。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求に対し、文書1ないし文書4及び文書8に記録された保有個人情報につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とし、文書5及び文書6に記録された保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、文書1、文書2、文書4及び文書8に記録された保有個人情報につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示としたことは結論において妥当であり、文書5及び文書6に記録された保有個人情報につき、中部運輸局においてこれに該当する保有個人情報を保有しているとは認められず、不開示としたことは妥当であるが、文書3に記載された保有個人情報につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示としたことは、文書③に記載された保有個人情報を対象として、改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

別紙

1 本件請求保有個人情報（以下の文書に記録された保有個人情報）

審査請求人が特定年月日L付けで行政機関の保有する情報公開に関する法律にもとづき、中部運輸局長宛に行政相談事案に関する行政文書の開示を求めた。

中部運輸局総務課Vが、補正後、三重運輸支局が、特定事業者に係る行政相談事案に対し措置した、当該特定事業者への調査、指導内容を改ざん及びその結果を捏造した

文書1 特定年月日F付け三重行政評価事務所行政相談課から審査請求人あて「行政相談事案について（回答）」

文書2 別紙

審査請求人に対し中部運輸局総務課Vは、特定年月日G付け特定事業者社長よりW局長宛「お客様苦情対応に関するご報告」を2種類開示した。文書2/4ページ③その後の経過のなかで、

文書3 特定日Cから特定日D・・・弊社判断としては、指定整備記録簿のパット残量フロント7mm、リア5mm、今回がフロント7mm、リア3.5mmであったとの記載してある文書

文書4 特定日Cから特定日D・・・弊社判断としては、指定整備記録簿のパット残量フロント7mm、リア5mm、今回がフロント7.5mm、リア3.5mmであったとの記載してある文書

文書5 特定月日F特定事業者社長、次長が来庁し提出した報告書

文書6 特定月日G特定事業者社長、幹部、来庁し提出した報告書

文書7 特定年月日I特定時間～事業者社長、幹部 来庁し販売協会Y専務理事同席の下支局職員Xに報告書差し替え分の説明と差し替えをした報告書

文書8 リアパット代金の不正請求（詐欺）、概算見積書の未交付等、法第100条、分解整備記録簿の記載違反の違反事項を記載せずに「最後の精算段階でディスクパットの未交換を見落としたためお客様への請求となってしまった」との事実確認を改ざんした特定年月日K付け特定事業者社長よりZ中部運輸局長宛指定自動車整備事業の改善報告

2 中部運輸局において保有している文書

文書① 別紙 特定年月日 F 付け三重行政評価事務所行政相談課から審査請求人あて文書「行政相談事案について（回答）」

文書② 特定年月日 I 付け三重行政評価事務所行政相談課から審査請求人あて文書「行政相談事案について（補足回答）」の別紙

文書③ 特定年月日 I に提出された特定年月日 G 付け「お客様苦情対応に関するご報告」（「フロント 7 mm」と記載）

文書⑦ 特定年月日 I に提出された特定年月日 G 付け「お客様苦情対応に関する報告」

文書⑧ 特定年月日 K 付け運輸局長あて指定整備事業者の改善報告